

美濃加茂市・加茂郡各町村による 任意の合併協議会がスタートします

去る5月16日(木)に加茂郡各町村長および協議会議長から、美濃加茂市に対する市町村合併協議の申し入れがあり、これに対して議会なども協議してきましたが、このたび任意の合併協議会を設置し、今後、合併に関する課題など具体的に検討していくことになりました。

今回スタートする任意の合併協議会とは？

任意の合併協議会は法律による定めがありません。市町村長の任意で設置され、幅広く合併に関する調査活動を行っていくことができ、各市町村の人口・行政・財政の現状、将来見通しなど、合併の是非を含め、あらゆる事項を検討する「場」であり、住民の皆さんに情報公開・提供することが可能となります。

この中で話し合われたことは、それぞれの市町村へ持ち帰り、住民の皆さんや議会の確認を得ながら繰り返し進めていくこととなります。

今回、スタートする美濃加茂市と加茂郡の協議会は、「任意の合併協議会」であり、合併の是非を判断する材料として、これまでの合併に関する一般的な考え方だけでなく、まちづくり構想の策定、事務事業現況調査、合併に関する広報活動などを行い、具体的な情報を提供していくこととなります。

法定の合併協議会との違いとは？

法定の合併協議会は「合併特例法」と呼ばれる法律に基づいて、合併の話し合いに加わる市町村の議会の承認を経て設置されます。具体的な計画(新市建設計画)を定めたり、市町村間での約束事(協定)を決めることができます。

このように任意の合併協議会と法定の協議会では、その設置方法や役割が異なります。下の表は任意の協議会と法定の協議会の違いをまとめました。

▼任意の合併協議会と法定の合併協議会との違い

事項	任意の合併協議会	法定の合併協議会
設置根拠	構成する市町村の任意によります。設置には議会の議決は必要ありません。	合併特例法第3条第1項の規定に基づいて設置します。設置には議会の議決が必要となります。
協議会委員	特に法律などの制約はなく、構成市町村長の任意によります。構成市町村長および議員が中心となっています。	合併特例法第3条第3項および第4項の規定に基づいて、関係市町村長、職員、議員、学識経験者によって構成されることとなります。
設置期間	基本的には法定の合併協議会が設置されるまでです。	新市が誕生するまで設置されます。
主な役割	①市町村合併に関する事項の調査および研究 ②まちづくり構想の策定(※1) ③事務事業現況調査(※2) ④市町村合併に関する広報啓発活動	①市町村合併協定事項の調整および決定 ②新市建設計画の策定 ③市町村合併に関する広報啓発活動

まちづくり構想(※1)

市町村合併により、どのようなまちづくりを目指すのか、そのビジョンを示すものです。

事務事業現況調査(※2)

各市町村で行っている事業をその種類ごとに調査し、整理していく作業です。この作業を行うことにより、各市町村ごとの事務、事業の実態を確認していきます。